

愛読者各位

株式会社日本法令

## 『無年金時代の高齢者賃金設計』改正追補

### ～「同日得喪」要件の変更と本書の内容について～

本書発売（平成 25 年 1 月 20 日）後の平成 25 年 1 月 25 日、厚生労働省保険局保険課長等による通知（「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）」の一部改正について）により、いわゆる「同日得喪」の適用要件が、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、退職後継続して再雇用されるもの」から、「60 歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるもの」に変更されました。この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日より実施されます。

この要件変更により、平成 25 年度以降 60 歳になる者は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者でなくとも、60 歳時に「同日得喪」が適用可能となります。

本書では変更前の要件を根拠に、平成 25 年度以降 60 歳になる男性は 60 歳時点では特別支給の老齢厚生年金の受給権がないため「同日得喪」は適用されず、標準報酬月額の設定は「随時改定」によって行われる旨の記述が随所に記載されていますが、これらの記述は上記要件変更によって覆ることになりました。なお、この変更は、原稿執筆時点では予測できないものであったこと、ご了承ください。

本書の「同日得喪」に関する記述内容を当該要件変更に対応させると、次ページのような修正が必要となります。読み替えてのご使用をお願いいたします。

## 【「同日得喪」要件の変更と本書記述内容の修正点】

章	見出	頁	記述内容（趣旨）	修正点
1章	同日得喪	P. 22	同日得喪の要件 ① <u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者であること</u> ②労働契約上の“切れ目”があること	同日得喪の要件 ① <u>60歳以上であること</u> ②労働契約上の“切れ目”があること
		P. 22	平成25年度以降に60歳になる男性には同日得喪が適用されない。	平成25年度以降に60歳になる男性には同日得喪が適用される。
		P. 23	60歳時の標準報酬月額改定は「 <u>随時改定</u> 」となり、改定までの4か月間、社会保険料が割高になる。	（左記のようなことはない）
2章	同日得喪	P. 61	同日得喪の要件 ① <u>「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者であること</u> ②労働契約上の“切れ目”があること	同日得喪の要件 ① <u>60歳以上であること</u> ②労働契約上の“切れ目”があること
		2013年問題と同日得喪	P. 62	同日得喪の要件 ① <u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者であること</u> ②労働契約の切れ目があること
		P. 62	平成25年度以降60歳になる男性は、60歳時点では「 <u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者であること</u> 」という要件を欠くため、60歳時の賃金引下げ時には「 <u>同日得喪</u> 」が適用されず、「 <u>随時改定</u> 」により標準報酬月額が改定される。	平成25年度以降60歳になる男性は、60歳時点では特別支給の老齢厚生年金の受給権者ではないが、60歳時の賃金引下げ時には「 <u>同日得喪</u> 」により標準報酬月額が改定される。
3章	無年金期間の制度的状況	P. 76	「 <u>無年金期間</u> 」の制度的状況 ③標準報酬月額の改定は「 <u>随時改定</u> 」になる。	「 <u>無年金期間</u> 」の制度的状況 ③標準報酬月額の改定は「 <u>同日得喪</u> 」が可能。
	標準報酬月額は随時改定になる	P. 81	平成25年度以降に60歳になる男性は、60歳時点では「 <u>特別支給の老齢厚生年金の受給権者であること</u> 」という要件を満たさないため、「 <u>同日得喪</u> 」が適用されず、標準報酬月額は随時改定により改定される。そのため、標準報酬月額改定までの4か月間は割高な社会保険料を負担することになる。よって、60歳時には賃金引下げ幅を緩和したほうがよい。	平成25年度以降に60歳になる男性は、60歳時点では特別支給の老齢厚生年金の受給権者ではないが、「 <u>同日得喪</u> 」が適用され、標準報酬月額は即時改定される。少なくとも、標準報酬月額改定方法の観点では、60歳時の賃金引下げ幅を緩和したほうがよいとはいえない。
5章	同日得喪	P. 186	（同日得喪の経緯の解説）	（今回の要件変更について追加）